新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第73号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表（第２条関係） (1)～(204)の２　（略） (204)の３　削除 (204)の４～(337)　（略） (338)　登録検査機関登録申請手数料 (339)　登録検査機関登録更新申請手数料 (340)　登録検査機関変更登録申請手数料 (341)から(344)まで　削除 (345)～(530)の３　（略） (530)の４　特定遊興飲食店営業許可申請手数料 (530)の５　特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料 (530)の６　特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料 (530)の７　特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料 (530)の８　特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料 (530)の９　特定遊興飲食店営業所の構造又は設備変更承認申請手数料 (530)の10　特定遊興飲食店営業許可証記載事項書換え手数料 (530)の11　特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料 (530)の12　特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料 (530)の13　特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料 (531)～(585)　（略）	**別表**（第２条関係） (1)～(204)の２　（略） (204)の３　指定介護療養型医療施設指定手数料 (204)の４～(337)　（略） (338)から(344)まで　削除 (345)～(530)の３　（略） (531)～(585)　（略）

附　則

この規則中別表第530号の４を加える改正は平成28年３月23日から、同表第530号の５から第530号の13までを加える改正は同年６月23日から、その他の改正は同年４月１日から施行する。